

処 分 の 名 称	特別充てんの許可
根拠法令・条項	高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）第 48 条第 5 項
関係法令・条項	—
審 査 基 準	・ 液化フルオロカーボンを充てんする容器の取扱いについて （平成 9 年 3 月 31 日平成 09・03・31 立局第 29 号） ・ 保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について（平成 30 年 3 月 30 日 20180323 保局第 11 号） ・ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る特別充填について（平成 30 年 2 月 28 日 20180223 保局第 2 号） ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について （令和 2 年 8 月 6 日 20200715 保局第 1 号） ・ 自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器に係る特別充填について （令和 2 年 10 月 19 日 20201013 保局第 1 号）
標準処理期間	15 日